総 括 図（1/2）

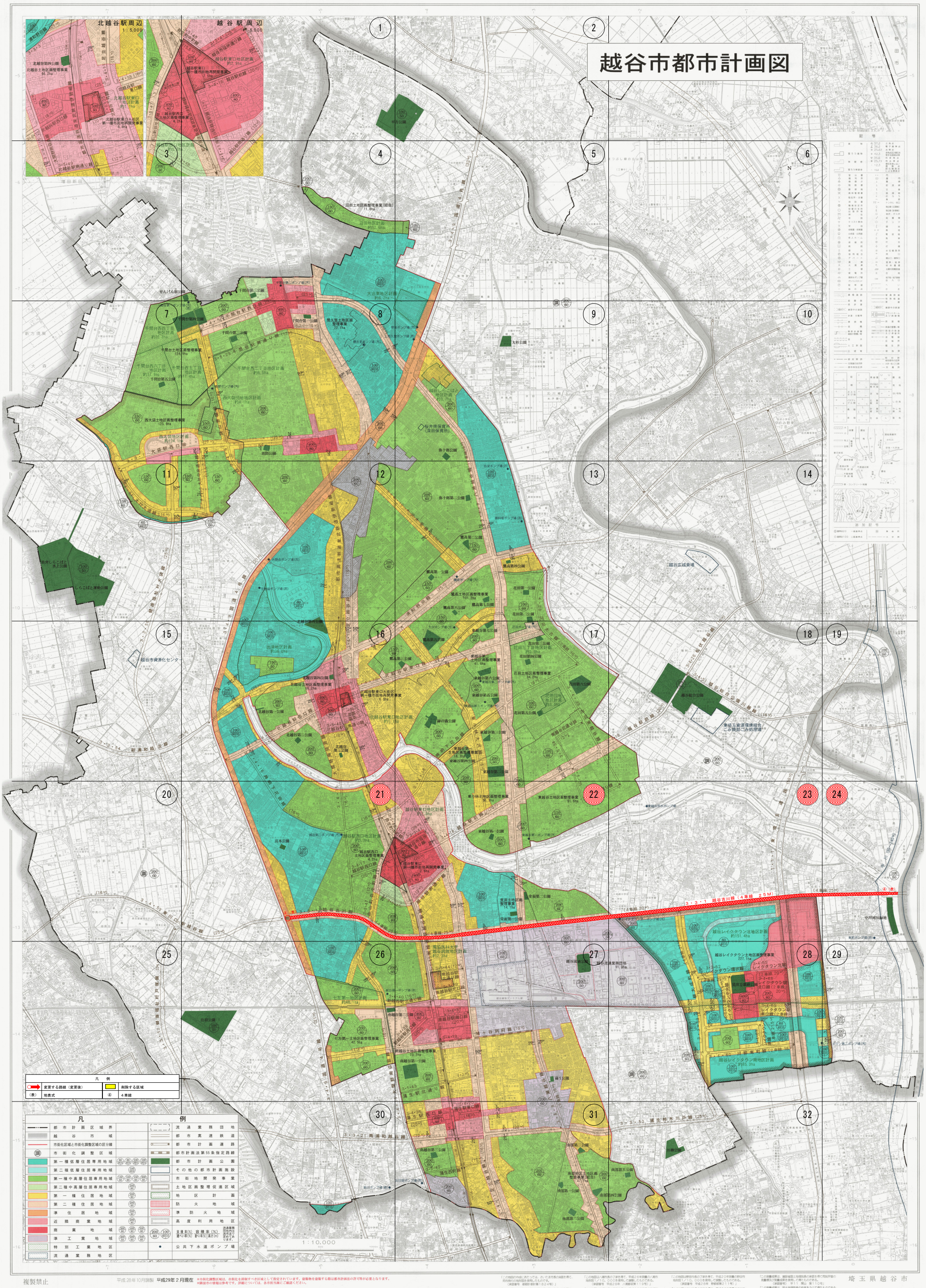

複製禁止

平成28年10月調製　平成29年２月現在

※市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として指定されています。建築物を建築する際は都市計画法の許可等が必要となります。
※開発市の情報は参考です。詳細については、各市担当課にご確認ください。

「この地図の作成に当たっては、さいたま市市長の承認を得て、同市発行の地形図を使用したものです。（承認番号　都市計第1824号）」

「この地図は、春日部市長の承認を得て同市発行の地形図を使用して調製したものです。（承認番号　平成28年　春都収第352号）」

「この地図は草加市長の了承を得て、平成23年測量の草加市地形図1／10，000を使用して調製したものである。」

「この地図は八潮市長の了承を得て、平成26年測量の八潮市地形図1／10，000を使用して調製したものである。（承認番号　平成28年　八潮都収第119号）」

「この地図は三郷市長の了承を得て、平成26年測量の三郷市地形図1／10，000を使用して調製したものである。（承認番号　平成28年　三都収第185号）」

「この地図は川口市長の了承を得て、平成24年測量の川口市地形図1／10，000を使用して調製したものである。」

「この地図は朝霞市長の了承を得て、平成20年測量の朝霞市地形図1／10，000を使用して調製したものである。（承認番号　平成28年　朝都収第211号）」

「この地図は志木市長の了承を得て、平成26年測量の志木市地形図1／10，000を使用して調製したものである。（承認番号　平成28年　都収第122号）」

「この地図は松伏町長の了承を得て、平成24年測量の松伏町地形図1／10，000を使用して調製したものである。」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号　平11　関公　第110号）」

「この測量成果は、国土地理院長の改正を うけて得たものである。（改正番号　平16　関公　第173号）」

「この測量成果は、国土地理院長の改正を うけて得たものである。（改正番号　平21　関公　第4号）」

「この測量成果は、国土地理院長の改正を うけて得たものである。（改正番号　平22　関公　第137号）」

埼 玉 県 越 谷 市